

○流山市防災会議条例

昭和37年12月24日条例第18号

改正 昭和52年3月31日条例第12号

昭和56年3月31日条例第7号

平成12年3月27日条例第2号

平成16年3月26日条例第5号

平成18年3月27日条例第4号

平成24年12月21日条例第29号

平成28年6月27日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定により、流山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 流山市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職

務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充て、その定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 2人
- (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 3人以内
- (3) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者 1人
- (4) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 4人以内
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 2人以内
- (9) 公共的団体等のうちから市長が任命する者 4人
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 5人以内
- (11) 市民等 6人以内

6 前項第8号から第11号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則 (昭和52年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月31日条例第7号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日条例第5号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(流山市水防協議会条例の廃止)

2 流山市水防協議会条例(昭和58年流山市条例第19号)は、廃止する。

附 則 (平成24年12月21日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の流山市防災会議条例、流山市附属機関に関する条例、流山市文化財の保護に関する条例、流山市通学区域審議会条例、流山市史編さん審議会条例、流山市立幼稚園協議会条例、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に

関する条例、流山市都市計画審議会条例、流山市行財政改革審議会条例、流山市情報公開・個人情報保護審査会条例、流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、流山市産業振興基本条例、流山市生涯学習審議会条例及び流山市街づくり条例に基づき委嘱若しくは任命されている委員又は選任の手続が開始されている委員については、当該委嘱又は任命の期間満了日までに限り、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月27日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。